

# 三重県内で福祉医療費の窓口負担無料化が始まります！

0歳から6歳が対象



現在の福祉医療費助成制度は、伊勢市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・鳥羽市・志摩市の医療機関等のみで福祉医療費の対象となる医療費(保険適用分)を窓口で負担せず、その場で助成を受ける現物給付方式をおこなっていましたが、令和元年9月より、三重県内の医療機関等でも現物給付方式に変わります。

## ～現物給付となるための一定条件～

### ★1:対象者

市内に住所を有する  
小学校就学前の0歳から6歳までの子ども  
※6歳に達して最初の3月31日まで  
(4月1日生まれの人は6歳の誕生日の前日)まで

### ★2:対象となる福祉医療費

「子ども」・「一人親」・「障がい者」の福祉医療費受給資格対象者

### ★3:対象の医療費

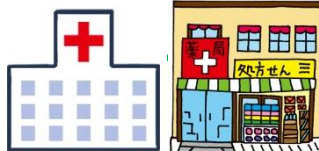
入院・通院時の保険診療の自己負担相当額  
※国民健康保険に加入されている人の入院時等は限度額適用認定証の提示も併せて必要

### ★4:対象の医療機関等

三重県内に所在する病院、歯科医院、診療所、薬局、訪問看護ステーション  
※接骨院や鍼灸院(柔整)は対象外。これまでどおり、一旦窓口負担をお願いします。(償還払い方式)

## ～現物給付方式での医療機関のかかり方～

- ・受給資格証(2色の証)  
(受診する度必ず提示)
- ・保険証
- ・限度額適用認定証(入院等高額時のみ)



医療機関等の窓口で提示

窓口負担なし

裏面も必ずお読みください

